

四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則(昭和56年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）		現行	
別表(第2条第1項)		別表(第2条第1項)	
1 小学校		1 小学校	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略		略	
南小学校	亀崎、 <u>物井の一部、長岡の一部</u> 、もねの里3丁目	南小学校	亀崎、 <u>物井、長岡、栗山の一部</u> 、もねの里2丁目、もねの里3丁目
略		略	
八木原小学校	<u>物井の一部、長岡の一部、栗山の一部、内黒田の一部</u> 、千代田1丁目、千代田2丁目、千代田3丁目、千代田4丁目、千代田5丁目、池花1丁目、池花2丁目、 <u>もねの里2丁目</u>	八木原小学校	<u>内黒田の一部</u> 、千代田1丁目、千代田2丁目、千代田3丁目、千代田4丁目、千代田5丁目、池花1丁目、池花2丁目
略		略	
2 中学校		2 中学校	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略		略	
千代田中学校	亀崎、物井、長岡、栗山の一部、内黒田の一部、千代田1丁目、千代田2丁目、千代田3丁目、千代田4丁目、千代田5丁目、池花1丁目、池花2丁目、もねの里2丁目、もねの里3丁目	千代田中学校	亀崎、物井、長岡、栗山の一部、内黒田の一部、千代田1丁目、千代田2丁目、千代田3丁目、千代田4丁目、千代田5丁目、池花1丁目、池花2丁目、もねの里2丁目、もねの里3丁目
略		略	

